

議案第63号

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者の指定をするため、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

- 1 管理を行わせる公の施設
取手市立市民会館
取手市東一丁目1番5号

- 2 指定管理者
公益財団法人取手市文化事業団
理事長 藤井信吾
取手市東一丁目1番5号

- 3 指定の期間
平成30年4月1日から平成34年3月31日まで

平成29年12月1日提出

取手市長 藤井信吾

提案理由

取手市立市民会館の設置の目的を効果的に達成するため、指定管理者として当該団体を指定することについて、議会の議決を求めるものです。